

環境基準の設定等について（平成 21 年 7 月以降）

1. 大気汚染に係る環境基準

【平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号】

平成 21 年 9 月 3 日の中央環境審議会答申を受け、微小粒子状物質に係る環境基準が新たに設定された。

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2. 水質汚濁に係る環境基準

【平成 21 年 11 月 30 日環境省告示第 78 号（公共用水域）、第 79 号（地下水）】

中央環境審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しについて（第 2 次答申）」（平成 21 年 9 月 15 日）を踏まえ、水質汚濁に係る環境基準のうち、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準について、以下の改正が行われた。

○新たに追加する項目

	項目名	基準値
公共用水域	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
地下水	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

○基準値を見直す項目

	項目名	新たな基準値	現行の基準値
公共用水域・地下水	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.02mg/L 以下